

「平成 27 年度 G 空間社会実証プロジェクト事業」 公募要領

平成 27 年 4 月 10 日
国土交通省国土政策局

1. 趣旨、概要

国土交通省国土政策局においては、地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）に基づき、地理空間情報高度活用社会（G 空間社会）の実現に向けて、地理空間情報（G 空間情報）の整備や活用推進に向けた施策を実施してきた。

これらを踏まえつつ、スマートフォンの普及、ビッグデータ・オープンデータの活用、実用準天頂衛星の 4 機体制整備（平成 30 年度予定）等の様々な環境の変化の中で、今後は G 空間社会の具体的なイメージ、成功モデルを示していく必要がある。また、少子・高齢化や人口減少が加速する中での地方創生、今後、発生が想定されている大規模災害等に備えた防災・減災対策に対して、地理空間情報を活用していくことが重要となってきた。

こうした背景の下、本事業では、世界最高水準の IT 社会の実現に資する G 空間社会を目指し、地方創生・地域活性化や防災・減災対策に資する地理空間情報サービスに係るプロジェクトを公募の上、実証事業として行うものである。

2. 応募にあたっての要件

(1) 応募主体、契約主体に関する要件

①本事業に応募できる主体は、地方公共団体を構成員に含む協議会等の団体（以下「協議会等」という。）であること（設立予定も含む）。

※企業単独、地方公共団体単独での応募は不可とする。

※協議会等の法人格の有無は問わないが、国との契約の相手方となりうる代表団体を明確にすること。

※協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類（同意書または参加証明書等）を提出する必要がある。

※協議会等の設立予定は、提案プロジェクトが採択された場合に限るものであってもよい。

②協議会等の中に、契約の相手方となる代表団体（以下「代表団体」という。）を置くこと。代表団体は次のア～エの要件を満たすこと（代表団体が地方公共団体の場合はこれらの要件は不要）。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 国土交通省本省における役務の提供等業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格

の認定を受けていること。

ウ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 法人格を有していること。

- ③協議会等を構成する全ての構成員は、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 提案プロジェクトとしての要件

- ①国や地方公共団体等から他の財政的支援を受けていないこと

本事業は、国、都道府県、市町村及び公益法人等から財政的支援を受けて行っている取組については、対象外とする。

(ただし、本事業対象部分と、本事業以外に国、都道府県、市町村等から財政的支援を受けて実施する「関連事業」の対象部分との事業範囲が明確に区別され、一体的に実施することで相乗効果が期待されると認められる場合はこの限りではない。)

- ②実施体制等の準備

契約後速やかに実施できる体制づくりや取組の準備があること。なお、原則として、提案のあった体制の変更は認めない。

- ③スケジュール管理

取組のスケジュール管理の状況報告（担当課から随時求める）を適正に行えること。

- ④中間報告、最終報告、フォローアップへの協力

事業実施期間中において、進捗状況の中間報告（10～11月頃を予定）、最終報告（2～3月頃を予定）を適正に行えること。また、事業実施期間中に次年度以降の継続・普及に向けた計画を策定するとともに、次年度以降にフォローアップ調査が実施された場合には進捗状況の報告等について協力することを了承できること。

- ⑤再委託等の制限

提案プロジェクトの全部または主要部分（プロジェクト全体の企画立案、進捗管理等）を第三者に委任し、または請け負わせて実施するものではないこと。代表団体から協議会等の他の構成員への再委託も同様とする（事業の主要部分は代表団体が担う必要がある）。

3. 募集する提案、選定方法

本事業は、公募により、広く実証プロジェクトの提案を求め、国土交通省国土政策局が設

置する有識者委員会（国土交通省外部の3名以上の有識者により構成）の意見を踏まえ、支援対象とするプロジェクトを公平中立に選定する。

提案書は、以下の事項を踏まえて作成すること。

（１）募集する提案

①趣旨・対象分野

一過性の取組に留まらない継続的なサービスの運用が見込まれる以下のアまたはイのいずれかに該当する取組であること（ア及びイに該当する取組も可）。なお、特に提案を求めるテーマを例示する。（ただし、対象分野に該当し、本事業の趣旨に沿うものであれば、例示したテーマ以外のものであっても可とする。）

ア 地理空間情報を効果的に活用した地方創生・地域活性化に資する取組

（例）

- ・超高齢社会における、地理空間情報を活用した安全・安心な暮らしづくり
- ・地方への新しいひとの流れをつくる、地理空間情報を活用したサービス・事業の創出
- ・人口減少等を踏まえた既存ストック（インフラ、公共施設、空き家等）の活用、マネジメント強化等への地理空間情報の活用 等

イ 地理空間情報を効果的に活用した防災・減災に資する取組

（例）

- ・観光客・通勤客などその土地に不案内な人に対する、地理空間情報を活用した防災情報の共有、避難誘導 等

（※）ア・イいずれの場合であっても、屋内測位を活用したサービス（例えば地下空間の観光ナビゲーション・避難誘導等）が中核を占めるプロジェクトについては、対象外とする。

②提案の視点

事業の選定は、提案内容を踏まえ、以下のア～オの視点に合致しているかという観点から審査を実施した上で行うので、これらの視点に立ち、提案内容を十分説明できるものとする。

ア 業務内容の理解度

本事業の趣旨、目的を十分に理解した提案であること。

- ・G空間社会の具体的なイメージ、成功モデルを示していくという本事業の趣旨・目的に合致する提案か。
- ・基礎的な技術研究や調査等の段階のものではなく、実証期間終了後にサービスの実用化・事業化に直結する可能性の高い提案か。

イ 公益性

特定の団体等の利益を追求するのではなく、地理空間情報を地方創生・地域活性化や防災・減災対策の分野に活用した公益性の高い取組であること。

- ・実証プロジェクトの効果が不特定多数の者の利益や実証地域の活性化、安全・安心等に波及するか。
- ・社会的にニーズの高い提案内容か。

ウ 先導性・モデル性

G空間社会の実現に向けて、「先進的な発想や手法を用いて解決し得る先導性」や「他の地域の取組の参考となり得るモデル性」を有していること。

特に、技術やデータの効果的な使い方、データ整備・更新のルールづくり、効率的・効果的な運営体制など地理空間情報を活用する際の運用上の工夫という観点から先導性やモデル性が高い取組であること。・将来を見据えた、地理空間情報を活用した効果の大きい取組であり、G空間社会の具体的なイメージを示すにふさわしい取組内容か。

- ・地理空間情報に関わる最新の技術・サービス等の動向から見て、新規性が高く、先進的な発想での取組内容や手法であるか。特に上記にあげた運用上の工夫が先進的なものか。
(既存の取組の単なる継続ではなく、発展的な内容となっているか。)
- (※) 平成 26 年度 G 空間社会実証プロジェクト事業と類似する内容は不可。
- ・地域特有の背景や特殊事情によらず、他の地域に展開できる知見が得られる取組内容や手法であるか。特に上記にあげた運用上の工夫は、他地域でも汎用性があり、モデル性が高いか。

エ 実現可能性

プロジェクトの全体構成が明確かつ具体的であり、実現に向けた取組に整合性、具体性があること（実施体制、計画、スケジュール等の点で準備の熟度が高いこと）。

- ・検証する内容や事業期間を通じて取り組むこと等が具体的であり、かつ課題、活用技術・ツール、具体的な取組内容に整合性があるか。
- ・関係者・関係団体間の調整が進んでおり、役割分担が明確で、効果的な事業実施が見込まれるか。
- ・スケジュール上無理のない計画であり、円滑なプロジェクトの実施が期待できるか。

オ 継続性

本事業終了後も自立的に事業を継続できることが、体制や資金等の観点から明確であること。

- ・28 年度以降の計画について具体的な内容が示されており、事業の継続性が期待で

きるか。

- ・継続的な運用・発展のために必要な体制や資金等が整う見込みがあるか。

(2) 選定方法

①有識者委員会による提案プロジェクトの選考作業の実施

応募された提案プロジェクトについては提出書類に不足がなく、上記「2. 応募にあたっての要件」に従って応募されたものについて、国土交通省国土政策局が設置する有識者委員会により選考する。委員による選考は、本事業目的を十分踏まえた上で、「3. (1)

②提案の視点」で示したア～オの視点に合致しているかという観点から審査を実施する。

②支援対象となるプロジェクトの選定及び予算規模

上記①の有識者委員会による選考結果を踏まえ、予算の範囲内で、国土交通省国土政策局において支援対象となるプロジェクトを決定する。国費として支援する予算総額は約6,400万円（税込）であり、3件程度の提案の採択を予定している（なお、国費として支援する予算の上限は自己負担額を含む総事業費の上限を設定するものではない。）。

また、提案された事業費（国費の支援額）と同額で契約できない場合がある。

4. 調査実施スケジュール

(1) プロジェクトの選定

プロジェクトの選定は6月下旬を予定。

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応を依頼することがある。

(2) 契約手続

請負契約の手続きは7月上中旬を予定。

なお、契約手続に際し、採択された提案プロジェクトに係る仕様書の確定作業等について、協議や協力依頼することがある。

(3) 事業対象期間

本事業の対象として実施する取組の事業対象期間は、平成27年度中限りとする（契約締結日から平成28年3月18日（金）を予定）。

（注）なお、履行期間終了後において提案プロジェクトを国費適用と関係なく自主的に継続して運営されることを妨げるものではない。

(4) 本事業の支援対象となる経費の範囲

本事業においては、例えば以下に掲げる経費は対象とはならない。

【対象とならない経費の例】

- ・提案プロジェクトの実施に直接必要とならない経費（応募主体において従前から実施している活動の運営経費等）
- ・事業対象期間内に実施されない活動等に係る経費
- ・事業対象期間を超えて所有する施設・設備の整備や用地の取得等の経費（ただし、消耗品の購入や設備のリースは可。）
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業等と重複補助にならないよう、負担区分を明確にすること）

経費の支出実績（またはその見込み）について、国土政策局に報告を求めることがある。

（５）成果物

監督職員の指定した様式により、下記の成果物を履行期日まで納入する。

①業務報告書

- ・印刷製本したもの（本編：A 4 版 150 頁程度、概要・プレゼンテーション資料 10～15 頁程度） 各 15 部
- ・電子データ(形式は、Microsoft 社製 MS-Word または MS-PowerPoint 及び PDF とし、CD-R または DVD-R に収録したものを正副各 1 式)

②その他業務において収集・作成した資料

※本業務で実証したサービスのアプリケーション等の情報システムについて、納入成果物に含むか否かは、契約に際して協議するものとする。ただし、納入成果物に含まない場合、当該情報システムが実証地域外にも広範に活用されるために必要な措置を求めることがある。

（６）知的財産権等

本業務の納入成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、すべて国土交通省に帰属するものとする。

本業務を通じて知り得た事項については、第三者へ漏らしてはならない。

４．提案書類

（１）提出物

※フォントは原則として 10.5pt 以上とすること。

①表紙【様式1】

- ・協議会等の名称、代表団体について記入、押印の上提出すること。

②企画提案書【様式2】(Word形式)

- ・プロジェクトの目的、具体的な内容(事業内容、先導性・モデル性等、事業終了以降の展望・取組内容等)について記述すること。3ページ以内とする。

③提案プロジェクトの実施フロー図【様式3】(Word形式)

- ・契約時期と想定される7月以降の活動・取組内容について記述すること。②で記載した内容と整合をとること。1ページとする。

④提案の概要【様式4】(PowerPoint形式)

- ・②企画提案書の概要について、記載する。1ページとする。
- ・採択された提案の概要【様式4】は、国土交通省ホームページ等で公開予定であることを了承した上で作成すること。

⑤実施体制、提案団体の概要【様式5】(Word形式)

- ・プロジェクトの実施体制、協議会等の構成員間の役割分担、各構成員の取り組む内容について記載すること。2ページ以内とする。
- ・特に、代表団体の役割、構成員である地方公共団体の役割については具体的に記載すること。
- ・構成員以外の協力者等がいる場合は、体制図等にその旨が分かるように記載すること。

⑥他の補助・支援事業等の適用【様式6】(Word形式)

- ・本事業への提案プロジェクトに関連する調査・事業について、国・地方公共団体(都道府県、市町村)の補助事業、公益法人や民間企業等が実施している支援事業等に今年度応募予定又は既に応募済み、もしくはこれまでの取組について採択されたものがある場合は、それら支援事業等の実施機関と名称、応募主体が行う又は行った事業の名称と概要を記入すること。
- ・また、提案プロジェクトと上記の関連する調査・事業について、事業範囲が明確に区別され、一体的に実施することで相乗効果が期待されることが分かるよう、「応募等をした事業の概要」欄に記載すること。

⑦事業目的、事業内容の説明資料【様式7】(Word形式)

- ・②企画提案書【様式2】の「1. 事業の目的、着眼点」、「2. 具体的な取組内容 1) 事業内容」について、契約書類作成の参考とするため、事業対象期間中に実施する内容

を具体的に記載すること。3 ページ以内とする。

⑧積算内訳【様式8】(Excel形式)

- ・⑦事業目的、事業内容の説明資料【様式7】に示された内容に基づき、概算見積の根拠となる積算内訳を作成すること。
- ・人件費については、⑦事業目的、事業内容の説明資料【様式7】に示された業務内容別の単価・工数が分かるようにすること。単価は代表団体独自のものを使用してよい。
- ・代表団体から構成員または構成員以外の第三者への再委託の予定がある場合は、再委託の内容、範囲について記載した上で、【様式8】と同様に内訳を示すこと(別紙となってもよい)。
- ・本事業の支援を受けない経費についても、プロジェクトの実施上見込まれるものについては記載すること。(その旨が分かるよう明示すること。)

⑨国土交通本省における役務の提供等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格についての資格審査結果通知書の写し(地方公共団体が協議会等の代表団体として契約主体となる場合は不要。)

⑩電子媒体(CD-RまたはDVD-R)

- ・①～⑧のファイルを保存したもの。①については正本のPDF形式、②～⑧は指定した形式。

⑪提案団体(協議会等)に関する資料【様式任意】

- ・協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類(同意書または参加証明書等)
- ・同意書または参加証明書等については、協議会等に参加する団体の長ないし担当部課長等の署名ないし押印があることが望ましい。

⑫提案内容に関わる参考資料【様式任意、提出任意】

- ・②企画提案書【様式2】の内容を補足する参考資料を添付することができる。10 ページ以内とする。
- ・参考資料であっても、②企画提案書【様式2】と同様、採択された場合には実施可能な内容を記載すること。

(2) 提出期限等

(提出期限) 平成 27 年 5 月 22 日(金)15 時 00 分(必着)

(提出方法) 持参、郵送(書留郵便に限る。)

- ※①表紙【様式1】の正本
- ⑨国土交通本省における役務の提供等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格についての資格審査結果通知書の写し
 - ⑩電子媒体（CD-R または DVD-R）
 - ⑪提案団体（協議会等）に関する資料
- } 各1部

※①表紙【様式1】の副本ならびに②企画提案書【様式2】～⑧積算内訳【様式⑧】の副本をすべて束ねて12セット作成して提出（うち11部はホッチキス止め、1部はホッチキス止め不要。）

※⑫提案内容に関わる参考資料【様式任意、提出任意】：12セット作成して提出（うち11部はホッチキス止め、1部はホッチキス止め不要。）

※カラーの図表等を使用している場合は、カラーで提出するものとする。

（提出先）

国土交通省国土政策局国土情報課 担当 荒井、宮元
 東京都千代田区霞が関2-1-2 霞ヶ関2号館12階
 電子メール arai-s96kp@mlit.go.jp、miyamoto-k2st@mlit.go.jp
 電話番号 03-5253-8111(内線29-844) 03-5253-8353(直通)
 FAX 03-5253-1569

（3）問い合わせ先

- ・本要領等の内容についての質問等については、提出期限の3日前まで上記（2）の担当にて電話、電子メール等で受け付ける（電子メール、FAXによる場合は受領を電話で確認すること）。

（4）応募後の手続き、その他留意点

（選定まで）

- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・提出された企画提案書については、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ・企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- ・企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止の措置を行うことがある。契約締結後に虚偽が判明した場合には、契約内容の見直し（減額等の措置）を行うことがある。
- ・選定した企画提案書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- ・原則として、1者応募の場合には再度企画提案の募集を行う。
- ・各提案の概算見積額の合計額が本事業に係る予算総額に満たない場合であっても、選定基準に満たない事業は不採択とする。その他、適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- ・企画提案書の選定結果については、担当より応募者あて連絡する。

(契約、取組実施)

- ・国土交通省と契約主体となる代表団体は、選定結果の通知後、提案書の内容と有識者委員会での意見等をもとにプロジェクトの内容の精査を行い、仕様書を確定させた上で、請負契約を締結する。
- ・なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続きが完了するまでの間は、何ら国土交通省と契約関係が生ずるものではない。
- ・受注者からは、年度末に成果物の検査及び今後の計画について報告を聴取するほか、中間時点でプロジェクトの進捗状況について確認する。
- ・本事業の実施にかかわる経費は、上記検査の後支払うものとし、概算払いは行わない。

以上